

北海道立羽幌病院面会に関する規程

第 1 条（目的）

本規程は、入院中の患者と家族等との面会について必要な事項を定め、患者の療養生活の質の向上および感染対策に配慮しつつ、正当な理由無く面会を制限しないことを目的とする。

第 2 条（基本方針）

- 1 当院は、入院中の患者と家族等との面会が重要であることを踏まえ、感染対策等の正当な理由がある場合を除き、家族等による面会を妨げない。
- 2 本規定における「家族等」とは、患者の親族、および患者が面会を希望する者をいう。

第 3 条（面会時間・人数等）

- 1 面会可能時間は、平日は午後 2 時から午後 8 時、土日祝日は午後 2 時から午後 5 時までとする。
- 2 面会場所は、原則として病室又はデイルームとする。
- 3 面会人数は、原則として患者 1 名につき個室での面会は 4 名、その他は 2 名までとする。
- 4 1 回の面会時間は、原則として 30 分以内とする。
- 5 患者の病状や診察上の都合により個別に調整する場合がある。

第 4 条（面会制限を行う場合）

- 1 感染症の発生または流行が認められる場合。
- 2 患者の病状により安静または治療上の制限が必要な場合。
- 3 その他、医療安全及び療養環境の維持のため必要と認められる場合。

第 5 条（面会制限の決定、周知及び解除）

- 1 病院全体又は病棟全体に及ぶ面会制限は、感染防止対策部門、感染対策委員会又は ICT 等において必要性を検討し、病院長又は病院長が指定する責任者の承認を得て決定する。
- 2 面会制限を実施する場合は、制限の理由、期間等を患者及び家族等に周知する。

第 6 条（面会時の遵守事項）

- 1 発熱・咳・下痢等の症状がある時は面会を控える。
- 2 院内では手指衛生、マスク着用等の感染対策に協力する。
- 3 病棟内では他の患者の療養環境に配慮する。
- 4 面会時には面会申込書に必要事項を記入する。

第 7 条（規定の見直し）

本規定は、少なくとも年 1 回見直しを行うほか、感染症の流行状況、関係法令、診療報酬改定及び院内運用の実態等に照らし、必要に応じて随時改定する。

附則

本規程は、令和 8 年 8 月 1 日より施行する。